

国民健康保険税の計算誤りについて

平成30・31年度及び令和2年度の国民健康保険税において、一部の世帯の課税額が誤って本来よりも安く計算されていたことが判明した。市では、課税額を本来の金額に変更した上で、対象世帯に差額分の追加納付をお願いする。

1 対象世帯数・金額等

賦課年度：平成30年度・平成31年度・令和2年度の3年度

対象世帯数及び件数

：21世帯・のべ30件（複数年度で計算誤りのあった世帯があるため）

追加納付の金額：合計477,800円（1世帯あたり6,300円～79,800円）

2 概要

国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した被保険者に対して適用される国民健康保険税の軽減措置が、死亡や転出などにより対象者がいなくなった世帯にも掛かり続け、本来よりも安い課税額となってしまった。

3 原因

平成30年度から導入した国保システムは、一部の対象者に対する軽減措置を手動で終了させる必要があるが、その処理が行われていなかったため。

4 これまでの経過

10月中旬 国保システムの計算誤りに気づき、その原因や対象範囲の特定作業に着手。

11月下旬 計算誤りの全容、対象範囲が確定

12月1日 対象世帯に事実報告のための通知を発送。架電による事実報告及び謝罪。

5 今後の対応及び再発防止策

12月中に税額の変更決定を行い、対象世帯に差額分の追加納付をお願いする。

また、再発防止策として毎年度の当初に税額計算を行う際に、前年度中に軽減措置の適用が終了した対象者を抽出し、手動で適用終了日を入力することを手順に追加し、複数の職員で確認する。

◎この件に関するお問い合わせ

海老名市保健福祉部国保医療課 電話046・235・4594

